

○福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則

平成十八年十月十六日

福岡県規則第七十七号

〔福岡県認定こども園の認定基準に関する条例施行規則〕を制定し、ここに公布する。

福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則

(平二四規則九・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県認定こども園の認定要件に関する条例（平成十八年福岡県条例第五十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二四規則九・一部改正)

(子育て支援の基準)

第二条 条例三条第三項に規定する規則で定める留意事項は、次のとおりとする。

- 一 単に保護者に代わって育児を行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談、親子の集いの場の開設等の保護者への支援を通して保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。また、子育て世帯からの相談を待つだけでなく、認定こども園から地域の子育て世帯に対して働きかけていくこと。
- 二 子育て相談又は親子の集う場を週三日以上開設する等、事業の内容に応じて、保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。
- 三 研修等により、子どもの教育及び保育に従事する者の子育て支援に必要な能力をかん養し、その専門性と資質を向上させていくとともに、地域の子育てを支援する民間団体、個人、特定非営利活動法人、専門機関等と連携する等様々な地域の人材及び社会資源を活かしていくこと。

(平二四規則九・追加、平二七規則九・一部改正)

(職員の配置及び資格の基準)

第三条 条例第四条に規定する規則で定める職員配置の基準は、次のとおりとする。

- 一 満一歳未満の子ども三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満の子ども六人につき一人以上、満三歳以上満四歳未満の子ども十五人につき一人以上、満四歳以上の子ども二十五人につき一人以上の教育及び保育に従事する者を置くものとする。ただし、常時二人を下回ってはならない。
- 二 満三歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び保育所と同様に一日に八時間程度利用するもの

(以下「教育及び保育時間相当利用児」という。)に共通の四時間程度の利用時間(以下「共通利用時間」という。)について学級を編制し、各学級ごとに少なくとも一人の職員(以下「学級担任」という。)が担当すること。この場合において、一学級の子どもの数は三十五人以下とする。

- 2 条例第四条に規定する規則で定める職員資格の基準は、次のとおりとする。
 - 一 満三歳未満の子どもの保育に従事する職員は、保育士の資格を有する者であること。
 - 二 満三歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員は、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者であること。
- 3 前項第二号の規定にかかわらず、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者とすることが困難である場合は、そのいずれかの資格を有する者とする。この場合において、次の各号に掲げる者については、当該各号に掲げる資格を有する者とする。
 - 一 学級担任 幼稚園の教員免許状を有する者であること。ただし、保育所型認定こども園又はその他の型認定こども園の認定を受ける場合であって学級担任を幼稚園の教員免許状を有する者とするのが困難であるときは、保育士の資格を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が幼稚園の教員免許状の取得に向けた努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。
 - 二 満三歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者 保育士の資格を有する者であること。ただし、幼稚園型認定こども園又はその他の型認定こども園の認定を受ける場合であって当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするのが困難であるときは、幼稚園の教員免許状を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が保育士の資格の取得に向けた努力を行っている場合に限り、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とするすることができる。
- 4 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有する者とする。

(平二四規則九・旧第二条繰下・一部改正、平二七規則九・令六規則三三・一部改正)

(施設設備の基準)

第四条 条例第五条第一項第四号に規定する規則で定める園舎の面積(満二歳以上満三歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満二歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。次項におい

て同じ。)は、次の表に掲げる基準を満たすこと。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又はその他の型認定こども園の認定を受ける場合であって、次項本文(満二歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては次項本文及び第四項)に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積
一学級	一八〇平方メートル
二学級以上	一〇〇平方メートルに学級数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に三二〇平方メートルを加えて得た面積

2 条例第五条第一項第四号に規定する保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の子ども一人につき一・九八平方メートル以上とする。ただし、満三歳以上の子どもについては、既存施設が幼稚園型認定こども園又はその他の型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積が前項本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

3 条例第五条第一項第四号に規定する屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たすこと。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又はその他の型認定こども園の認定を受ける場合であって、第一号の基準を満たすときは、第二号の基準を満たすことを要しない。また、既存施設が幼稚園型認定こども園又はその他の型認定こども園の認定を受ける場合であって、第二号の基準を満たすときは、第一号の基準を満たすことを要しない。

一 満二歳以上の子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。

二 次の表に掲げる面積に満二歳以上満三歳未満の子どもについて前号の規定により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積
二学級以下	三〇平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三三〇平方メートルを加えて得た面積
三学級以上	八〇平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四〇〇平方メートルを加えて得た面積

4 条例第五条第一項第四号に規定する乳児室又はほふく室の面積は満二歳未満の子ども一人につき三・三平方メートル以上とする。

5 条例第五条第二項に規定する規則で定める適当な場所は、次に掲げる要件をすべて満たす場所とする。

一 子どもが安全に利用できる場所であること。

二 利用時間を日常的に確保できる場所であること。

三 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

四 第三項の規定による屋外遊戯場の面積を有する場所であること。

6 条例第五条第三項に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。

一 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。

二 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

三 受託業者が、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。

四 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与など、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

五 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事の提供ができること。

(平二四規則九・旧第三条繰下・一部改正、平二七規則九・一部改正)

(教育及び保育の内容)

第五条 条例第六条に規定する規則で定める指針は、保育所保育指針(平成二十年三月厚生労働省告示第百四十一号)とする。

2 条例第六条に規定する規則に定める教育及び保育の事項及び内容は、次の表に掲げるとおりとする。

事項	内容
一 教育及び保育の基本及び目標	認定こども園における教育及び保育は、零歳から小学校就学前までの全ての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、満三歳以上の子どもに対する学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十三条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能が一体として展開されること。

	このため、認定こども園は、次のイからへまでに掲げる幼稚園教育要領及び保育所保育指針の目標が達成されるように教育及び保育を提供すること。 イ 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図るようにすること。 ロ 健康かつ安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。 ハ 人とかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自立と協同の態度及び道德性の芽生えを培うようにすること。 ニ 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。 ホ 日常生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉の感覚を養うようにすること。 ヘ 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。 認定こども園は、この教育及び保育の目標を達成するため、子どもの発達の状況等に応じ、より具体化した教育及び保育のねらい及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得られるようにすること。
二 認定こども園として配慮すべき事項	認定こども園において教育及び保育を行うに当たっては、次のイからニまでに掲げる事項について特に配慮すること。 イ 当該認定こども園の利用を始めた年齢により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、零歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を

	子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。 ロ 子どもの一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した子どもの利用時間及び登園日数の違いを踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫をすること。 ハ 共通利用時間において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。 ニ 保護者及び地域の子育てを自ら実践する力を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。
三 教育及び保育の計画並びに指導計画	認定こども園における教育及び保育については、二に掲げる認定こども園として配慮すべき事項を踏まえつつ、園として目指すべき目標、理念や運営の方針を明確にすること。また、認定こども園においては、教育及び保育を一体的に提供するため、次のイからニまでに掲げる点に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するとともに、年、学期、月、週及び日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開すること。 イ 教育時間相当利用児と教育及び保育時間相当利用児がいるため、指導計画の作成に当たり、子どもの一日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。 ロ 共通利用時間における教育及び保育の「ねらい及び内容」については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。 ハ 家庭や地域において異年齢の子どもとのかかわる機会が減少していることを踏まえ、満三歳以上の子どもについては、学級による集団活動とともに、満三歳未満の子どもを含む異年齢の子どもによる活動を、発達の状況に

	も配慮しつつ適切に組み合わせて設定するなどの工夫をすること。 ニ 受験等を目的とした単なる知識や特別な技能の早期獲得のみを目指すような、いわゆる早期教育となることのないように配慮すること。
四 環境の構成	認定こども園における園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次のイからニまでに掲げる点に留意すること。 イ 零歳から小学校就学前までの様々な年齢の子どもの発達の特性を踏まえ、満三歳未満の子どもについては特に健康、安全や発達の確保を十分に図るとともに、満三歳以上の子どもについては同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をすること。 ロ 利用時間が異なる多様な子どもがいることを踏まえ、家庭、地域及び認定こども園における生活の連続性を確保するため、子どもの生活が安定するよう一日の生活のリズムを整えるよう工夫をすること。特に満三歳未満の子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満三歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫をすること。 ハ 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかかわりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学びあいが深まり広がるように子どもの教育及び保育に従事する者のかかわりを工夫すること。 ニ 子どもの教育及び保育に従事する者が子どもにとって重要な環境となっていることを念頭に置き、子どもとその教育及び保育に従事する者の信頼関係を十分に築

	き、子どもとともによりよい教育及び保育の環境を創造すること。
五 日々の教育及び保育の指導における留意点	認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次のイからリまでに掲げる点に留意すること。 イ 零歳から小学校就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解した上で、生活や遊びを通して総合的な指導を行うこと。 ロ 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の違いなどによる集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特性や課題に十分留意すること。特に満三歳未満の子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図ること。また、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携及び協力を図る等十分留意すること。 ハ 一日の生活のリズムや利用時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、子どもに不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。 ニ 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるように、環境の構成、子どもの教育及び保育に従事する者の指導等の工夫をすること。 ホ 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取法や摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。また、楽しく食べる経験や食に関する様々な体験活動等を通じて、食事することへの興味や関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取組を行うこと。さらに、利用時間の相違により

	食事を摂る子どもと摂らない子どもがいることにも配慮すること。 へ 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。 ト 健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。 チ 職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。 リ 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図ること。その際、職員間の連絡及び協力体制を築き、家庭からの信頼を得られるようにすること。また、教育及び保育活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながることから、これを促すこと。その際、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。
六 小学校教育との連携	認定こども園は、次のイからハまでに掲げる点に留意して、小学校教育との連携を図ること。 イ 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小

	学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。 ロ 地域の小学校等との交流活動や合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校等の児童及び認定こども園と小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。 ハ 全ての子どもについて指導要録の抄本又は写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。
--	--

(平一九規則七五・平二一規則七・一部改正、平二四規則九・旧第四条繰下・一部改正、平二七規則九・令五規則九・一部改正)

(保育者の資質向上等の基準)

第六条 条例第七条に規定する規則で定める留意事項は、次のとおりとする。

- 一 子どもの教育及び保育に従事する者の資質は教育及び保育の要であり、自らその向上に努めることが重要であること。
- 二 教育及び保育の質の確保及び向上を図るため、指導計画の作成、教材準備、研修等に必要な時間を確保するよう努めること。
- 三 幼稚園の教員免許状を有する者と保育士資格を有する者との相互理解を図ること
- 四 認定こども園においては、教育及び保育に加え、保護者の子育てを自ら実践する力の向上につながるような子育て支援事業等多様な業務が展開されるため、認定こども園の長も含め、職員に対する当該認定こども園の内外の研修の幅を広げること。その際、認定こども園の内外での適切な研修計画を作成し、研修を実施するとともに、当該認定こども園の内外での研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組立て等に配慮すること。
- 五 認定こども園の長には、認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力並びに地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められるため、こうした能力を向上させること。

(平二四規則九・旧第五条繰下・一部改正、平二七規則九・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(平二八規則五七・旧附則・一部改正)

(認定こども園の職員資格に係る特例)

- 2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第三条第一項第一号本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が一人となる場合には、当分の間、同条第二項及び第三項（第一号を除く。）の規定にかかわらず、同条第一項第一号の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち一人は、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

(平二八規則五七・追加)

- 3 第三条第二項第一号及び第三項第二号（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第七項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第七項において同じ。）をもって代えることができる。

(平二八規則五七・追加、令五規則九・一部改正)

- 4 第三条第二項第二号及び第三項前段の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

(平二八規則五七・追加、令五規則九・一部改正)

- 5 一日につき八時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第三条第二項及び第三項（第一号を除く。）の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

(平二八規則五七・追加)

- 6 第三条第二項第一号により置かなければならない保育士の資格を有する者については、

当分の間、一人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の子どもの数が四人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（令五規則九・追加）

7 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、第三条第一項第一号の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の三分の一を超えてはならない。

附則第三項	第三条第二項第一号及び第三項第二号（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第四項	第三条第二項第二号及び第三項前段の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第五項	第三条第二項及び第三項（第一号を除く。）の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者
附則第六項	第三条第二項第一号により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等

（平二八規則五七・追加、令五規則九・旧第六項繰下・一部改正）

附 則（平成一九年規則第七五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年規則第七号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年規則第九号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年規則第九号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から起算して五年間は、この規則による改正後の第三条第一項第一号の規定にかかわらず、施行日の前日において現に存する認定こども園の職員配置については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二八年規則第五七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年規則第九号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和六年規則第三三号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この規則による改正後の福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則第三条第一項第一号の規定は、適用しない。この場合において、この規則による改正前の福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則第三条第一項第一号の規定は、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。